（表）

　有田市本人通知等制度事前登録申込書（新規/更新）

年　　月　　日

　有田市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 　込 　者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | 印 |
| 連 絡 先 |  |
| 申込者の  区　分 | １ 本人　　２ 法定代理人（未成年者・成年被後見人）　３ 代理人 | |

　有田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第４条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申込みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前登録を  希望する者  （住民票の写  し等に記載  のある者） | フリガナ |  | | | |
| 氏　　名 |  | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 性　別 | 男　・　女 | |
| 住　　所 |  | | | |
| 本　　籍 |  | 筆頭者 | |  |
| 連絡先 |  | | | |

注１　裏面の説明をよくお読みいただいた上で、申込みください。

注２　各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注３　次の書類を提出、又は提示してください。

　　(1)　あなたが本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等）

　　(2)　あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）及び法定代理人の本人であることを証明する書類

　　(3)　あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）及び代理人の本人であることを証明する書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※　以下の欄は、記入しないでください。 | | | | |
| 受　 付 | 事前登録 | 本人等の確認書類 | | 備　考 |
|  |  | □本人  　□法定代理人  　□代理人 | □住民基本台帳カード  　□旅券  　□運転免許証  　□その他（　　　　　　） |  |
| ・　 ・ | ・ 　・ |

（裏）

【有田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について】

１　本人通知制度とは

　この制度は、有田市において事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等(注1)を、本人等（注2）の代理人又は第三者（注3）に交付した場合に交付した事実について通知をするものです。

　事前登録者と同一の住民票の写し等に記録されている方であっても事前登録をしていない場合は通知の対象となりません。なお、この制度は住民票の写し等の交付を差し止めるものではありません。

|  |
| --- |
| (注1)　住民票の写し等とは、住民票の写し（除票を含む）及び住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票を含む）、戸籍（除籍）謄抄本、戸籍（除籍）記載事項証明書をいいます。なお、除籍は磁気ディスクに記録されているものに限ります。  (注2)　本人等とは、住民票関係では本人又は本人と同一世帯に属する方、戸籍及び戸籍の附票関係では、本人配偶者、直系尊属又は直系卑属の方を言います。  (注3)　第三者とは、本人以外の者で、自己の権利義務を履行するために住民票の写し等を取得する正当な理由がある者をいいます。個人や法人以外に八士業（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士）が挙げられます。なお、国又は地方公共団体の機関は除きます。 |

２　事前登録について

　(1)　登録申込の受付は、有田市役所市民課の窓口にて平日の開庁時間内で行います。

　(2)　登録の申込又は変更の届出(以下「申込等」という。)には、本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した証明証等で本人の顔写真が貼付されたもの又はその他本人であることを証するため市長が適当と認める書類）が必要です。

　(3)　事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）又は事前登録者は次の場合に限り代理人により申込等をすることができます。

　　　①　法定代理人による場合　　②　疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きができない場合

　　　　申込等には代理権を明らかにする書類（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要です。

　　　但し、本市にある公簿等により確認できる場合はこの限りではありません。

　　　委任状には、申込等を行う本人の署名捺印が必要となります。

　(4)　 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込等は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

　　　①　事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により直接申込等をすることができない場合

　　　②　国内の他の市区町村に居住している場合

　(5)　 住所の変更や戸籍の届出により事前登録した内容に変更が生じたときは、必ず事前登録者ご本人からの届出が必要です。変更の届出がない場合は、登録を取消す場合もあります。

　　　なお、以下の場合は届出がない場合でも事前登録を廃止します。

　　　①　事前登録者が死亡したとき。　　②　居所不明等により住民票が職権消除されたとき。

３　通知の内容について

　　通知する内容は、交付した住民票の写し等の種類、交付通数、交付年月日、交付請求者の種別（代理人又は第三者）になります。なお、要綱第7条により通知の対象とならない場合もありますので、ご了承ください。

　又、その他の交付内容について確認が必要な場合には、「有田市個人情報保護条例」に基づき開示請求を行うことができます。但し、開示請求をしても第三者の個人情報等は開示されませんので、ご了承ください。

４　その他

　(1)　本制度において登録資格等について確認が必要な場合は、資料等の提示又は提出を求める場合がありますのでご了承ください。

　(2)　本制度は住民票の写し等の不正取得及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないこと及び上記の説明内容に同意の上で申込みをしてください。

※以下の欄には記入しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申込受付日 | 登　録　日 |
|  |  |  |